

学習者用パソコンの家庭活用ガイドライン

令和4年12月19日
蕨市教育委員会

1 目的

学習の機会の提供に向け、学習者用パソコン（以下、パソコンとします）等を活用した家庭での学習を行う際に必要なルールを示す。

2 必要な環境

家庭での学習を行うためには、回線（インターネット接続環境）があることが望ましい。
なお、通信費は、各ご家庭の負担となります。

＜考慮すべき事項＞

- 回線（無線(Wi-Fi)・携帯通信(LTE)など、インターネットの利用ができる接続手段）
（家庭の無線(Wi-Fi)環境への接続は、保護者が行うこと）
（携帯通信(LTE)では利用に際しパケット量が多く発生するので注意すること）

3 利用における注意事項

パソコンの利用者は、以下を遵守すること。

- (1) パソコンの回線接続に関するサポートは、学校では行えません。
- (2) パソコンのそばでの飲食は禁止とする。（パソコンを机の上に置いたままその机で食事するなど）
- (3) ユーザーID とパスワードは、他人に教えないこと。
- (4) パソコンは家庭で責任をもって管理することとし、その利用及び破損・紛失等には十分注意すること。
※紛失・破損した場合には、「事故報告書（発生日時・状況等）」を提出すること。
※紛失等の際には、速やかに学校へ報告すること。パソコンをロック（使用できない状態）します。
- (5) パソコン利用において不具合が生じた場合、遅滞なく速やかに学校へ報告すること。
- (6) USB メモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用はしないこと。
- (7) 学校から貸与された電源ケーブル以外は接続しないこと。（故障や発火の原因となることがあるため）
- (8) 学校から指示のないファイルダウンロード・ソフトインストール等をしないこと。
- (9) 学習に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の配信をしないこと。その他、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板への投稿）等をしないこと。
- (10) パソコンと電源ケーブルをセットで持ち帰った際には、家庭で充電すること。
- (11) 各家庭でも、活用方法、使用時間等についての確認をすること。
- (12) 紛失・破損の理由が、利用者の故意または重大な過失と認められたときには、パソコン等の持ち帰り確認書に記載されている保護者等、に原状復帰に要する修理費用等を請求することがあります。

4 その他

本ガイドラインに記載の無い事項については、随時、教育委員会で協議決定します。